

平成30年4月

在ミャンマー日本国大使館技術派遣員について

1 募集概要

募集職種：建築設備技術者

募集人員：1名

派遣公館：在ミャンマー日本国大使館

業務内容：（1）在ミャンマー日本国大使館施設の営繕・保全業務
（2）周辺公館の施設の営繕・保全（出張）

資格等：（1）建築関連学科（四大，短大，高専，工業高卒程度）を卒業後，海外
又は国内にて工事監理の実務に数年の経験を有する方
（2）業務及び日常生活を行うために必要な英語を理解できる方

派遣時期：平成30年7月頃から2年間（1年契約，更新は一回まで可）

2 派遣形態

労働者派遣法に基づく派遣となりますが，現地では「外交関係に関するウィーン条約」
上の「事務及び技術職員」として外交職員に準じた待遇となります。
労働条件等は2ページ目をご覧ください。

3 採用試験

登録票による書類審査及び面接試験。

4 応募締切

平成30年 5月18日(金) 12:00

締切当日の正午までに当協会指定の技術派遣員登録票必着。

技術派遣員登録票は当協会ホームページよりダウンロードできます。

本募集は、事情により中止又は内容等が変更されることもありますので、
詳細については必ず下記にお問い合わせをしてください。

一般社団法人国際交流サービス協会 人材事業部

TEL：03-3580-1870

月曜日～金曜日 10:00～12:00

14:00～17:00

在ミャンマー日本国大使館

業務内容	(1) 在ミャンマー日本国大使館施設の営繕・保全業務 (2) 周辺公館の施設の営繕・保全（出張）
契約期間	平成30年7月頃から2年間（1年契約，更新は一回まで可）
試用期間	なし
就業場所	在ミャンマー日本国大使館 (No. 100, Natmauk Road, Bahan Township, Yangon, The Union of Myanmar)
就業時間	08:30～17:15
休憩時間	12:30～13:30
休日	土・日、派遣先在外公館が指定した日
時間外労働	あり（月平均15時間）、休日出勤あり
賃金	月額 496,000円程度
加入保険	労災保険、雇用保険、厚生年金、健康保険
募集者の氏名又は名称	一般社団法人国際交流サービス協会
雇用形態	嘱託職員（派遣労働者）